このため、適切な作業システムの導入及びその効果的な運用と、通信技術の開発等に取り組むことに加えて、スマート林業技術の開発や実装、特定苗木やコンテナ苗の活用を促進する。国有林においては、先進的な技術の実証や普及等を通じて、林業経営体の生産性等の向上に寄与していく。

エ　社会的責任を果たす取組の推進

林業経営体が、森林を適正に管理及び利用する社会的な責任を果たし、それを自ら明らかにすることは重要である。

このため、林業経営体に対して、業務に関連する法令の遵守、伐採と造林に関する自主行動規範の策定、森林所有者に対する伐採後の再造林の提案や書面契約の締結等の取組を促す。また、伐採造林届出制度の適正な運用を図るとともに、当該制度に基づく届出が市町村森林整備計画に適合している旨の通知を林業経営体が伐採現場で掲示する取組や、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく合法伐採木材等の流通及び利用に係る取組を促す。

⑶　人材の確保、育成及び定着

林業従事者は長期的に減少傾向にあり、林業生産活動を継続させていくためには、関係府省連携の下、その確保及び育成とともに、林業への定着を図る必要がある。育成に当たっては、機械操作、安全管理、採材技術等の専門的かつ高度な知識や技能の習得が不可欠であるとともに、経営感覚を養うことも求められる。

このため、「緑の雇用」事業等により、林業大学校等で学ぶ者や新規就業者等を支えるとともに、スマート林業に係る研修等、多様なキャリア形成に対応した段階的かつ体系的な人材育成を推進する。また、コーチング等の指導技術の向上を図り、職場内教育（ＯＪＴ）の指導者や伴走者として活躍できる現場管理責任者等の育成の強化を進める。さらに、起業する者も含め、組織マネジメント等の経営スキルを持つ人材の育成を進める。その際、再造林に係る技術、集材路や架線の設置等の搬出技術、マーケットインの発想に基づく林業経営やそれに必要な採材技術、林業機械の効率的な運用方法及び労働安全確保に係る研修カリキュラムを充実させるほか、国有林野における研修フィールドの提供等に取り組む。さらには、育成就労制度や特定技能制度による外国人材の円滑な受入れが可能となるよう環境整備を推進する。あわせて、異なる地域間における林業経営体の連携や、農業等他産業との連携を推進する。

林業高校に対しては、その指導力向上やカリキュラムの充実を図るため、国や研究機関等による講師派遣、森林・林業に関する情報提供等を行う。林業経営者、林業研究グループ等に対しては、人材育成に係る研修への参加等を通じた自己研鑽や後継者育成を促進する。

多角的な視点を取り入れ、多様な人々が活躍することができるよう、環境整備等を図る。具体的には、女性林業関係者のネットワーク化等の取組を推進する。また、就労を通じた障害者等の社会参画を図る「林福連携」や、誰もが働きやすい職場環境の整備、トライアル雇用等に取り組む事業者等の取組を促進していく。

⑷　林業従事者の労働環境の改善

ア　処遇等の改善

林業従事者については、その所得水準が他産業に比べて低位にあり、自然条件下で行う重筋作業も多く、労働負荷が高く厳しいものとなっている。

このため、林業従事者の所得水準の向上に向け、林業経営体の生産性及び収益性の向上を促進するとともに、合理的な価格形成も図られるサプライチェーンの構築に向けた取組を進める。また、キャリアに応じた昇給等の実現が重要であり、段階的かつ体系的な人材育成と併せて、技能検定制度等により林業従事者の技能の見える化を図るとともに、能力評価や昇給基準の導入等を促進する。これらにより、全産業並みの所得水準の確保を目指す。加えて、通年雇用化、月給制の導入、社会保険の加入等の処遇改善を促進する。

また、林業従事者の労働負荷の軽減及び働きやすい職場環境の整備を図るため、伐採や造林の省力化・低コスト化や労働安全の確保、労働負荷の軽減に資するスマート林業技術の開発や実装、休憩施設や衛生施設の整備等を推進する。

イ　労働安全対策の強化

林業における労働災害の発生率は、他産業に比べて極めて高い水準にあることから、この状況を改善することは喫緊の課題であり、死傷年千人率の10年後半減を目指して減少を加速させる必要がある。

このため、関係者が一丸となって、労働安全対策を強化していく。具体的には、林業経営者が率先し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、特別教育の実施、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業や緊急連絡体制の整備、発注者等が個人事業者等に対しても災害防止措置を講ずること等の徹底を図る。また、作業安全のための規範等の普及、林業経営体への安全診断や自己点検、巡回指導に取り組み、林業経営者と林業従事者の双方の意識改革の徹底を図る。あわせて、林業従事者の伐木技術等の学び直しを含めた研修の実施や、労働安全の確保に資する林業技能士の資格取得、安全衛生装備や装置の効果的な導入等を推進する。加えて、林業経営体の安全対策等の取組を見える化する仕組みの検討を行う。

これらの施策については、他産業での災害防止対策も参考にするとともに、関係府省、都道府県、関係団体等との連携の下、地域の労働災害の発生状況等を踏まえ、その原因に応じた取組を重点的に実施する。

また、伐倒木等から林業従事者を物理的に隔離することにより労働安全の確保を図る観点から、遠隔操作・自動運転機械等の開発や実装を推進する。あわせて、関係府省連携の下、それらの技術の安全確保のためのガイドラインの整備を進めるほか、労災保険の適用拡大の方向性を踏まえ対応を進める。

⑸　森林保険による損失の補塡（てん）

火災や気象災害等による林業生産活動の阻害を防止するとともに、林業経営の安定を図るため、国立研究開発法人森林研究・整備機構が取り扱う森林保険により、災害による経済的損失を合理的に補塡する。その運営に当たっては、制度の普及と加入の促進を図るとともに、災害の発生状況を踏まえた保険料率の見直し等の商品改定、保険金支払の迅速化、研究分野との連携等によりサービスの向上を図る。

⑹　特用林産物の生産振興

きのこ、木炭、薪、竹、漆等の特用林産物については、林業産出額の約４割を占め、山村地域における農林複合的な収入確保に資する重要な地域資源であるとともに、その生産資材として里山林等の資源を適切に利活用することは、多面的機能の維持増進に貢献するものである。

このため、きのこ栽培施設等の特用林産物の生産・加工施設の整備や需要に応じた漆の供給のための樹林造成等の生産基盤の整備、気候変動への適応や生産の効率化を図る技術の開発や改良、きのこや木炭等の主たる生産資材である広葉樹材に関する需給情報の共有を通じた円滑な供給に取り組むほか、品種登録されているきのこ種菌の育成者権の保護に取り組む。また、木炭、薪、竹、漆等の生産販売に係るノウハウの情報提供等を推進する。

さらに、需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品開発、付加価値の高い品目を中心に、輸出先国のニーズ等を踏まえた輸出の促進や輸出産地づくり等を進めていく。

３　林産物の供給及び利用の確保に関する施策

木材産業等が、地域経済の維持及び発展に大きく寄与し、林業の持続的かつ健全な発展並びに森林の適正な整備及び保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、流通及び加工の合理化や、木材需要拡大等の施策を総合的かつ体系的に進めていく。

⑴　強靱な国産材サプライチェーンの構築

ア　原木の安定供給体制の構築

原木を安定的に供給していくためには、商流、情報流、物流の各面で、地域の実情に応じた合理化や効率化を進めていく必要がある。